

飯豊町告示第76号

令和8年度飯豊町同窓会開催支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

飯豊町長 嵐 正人

令和8年度飯豊町同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 飯豊町同窓会開催支援事業補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、同窓会開催支援により町外に転出した者に対してふるさととの関係維持とUターンのきっかけをつくることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 町内の小学校、中学校、高等学校をいう(閉校となった学校を含む)。
- (2) 同窓会 同一の学校の卒業生で、学級及び学年の単位で開催される親睦会をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、同窓会の代表者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内飲食店において開催される同窓会であること。
- (2) 出席者(来賓等を除く。以下同じ。)は、同窓会を開催する日(以下「開催日」という。)の属する年度の3月31日において、22歳以上45歳以下の者(4月1日生まれの者に限っては、21歳以上の者)であること。
- (3) 10人以上が出席する同窓会であって、かつ、当該出席者の人数の3割以上が町外に住所を有する者であること。
- (4) 出席者は町の施策に関する情報発信に協力すること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が同窓会を開催するために必要な経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費及び通信運搬費
- (2) 町内の飲食店等に支払う開催経費
- (3) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、出席者の人数に2,000円を乗じて得た額とし、1回につき60,000円を上限とする。ただし、補助対象経費の支出額が補助金の額を下回る場合は、当該支出額を補助金の額とする。

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、開催日の14日前までに規則第5条で定める補助金等交付申請書のほか次に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 補助金の振込口座の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行う。

(内容の変更等)

第10条 補助対象者は、同窓会の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく飯豊町同窓会開催支援事業補助金変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、開催年月日、開催場所、出席人数等の変更、その他軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、飯豊町同窓会開催支援事業補助金変更(中止、廃止)承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第14条で定める補助事業等実績報告書のほか次に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)
- (3) 出席者名簿(様式第6号)
- (4) 補助対象経費の領収書等の写し
- (5) 出席者全員がわかる集合写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る交付対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の補助金の額が確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると町長が認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算

払により交付することができる。

2 補助対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、飯豊町同窓会開催支援事業補助金概算払請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取り消し）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 同窓会の名称

2 開催予定日時

3 開催予定場所

4 出席予定者数（うち町外在住者数）

5 その他

様式第2号（第8条、第11条関係）

収支予算（決算）書

1 収入

項 目	予算（決算）額	備 考
町補助金	円	
会費	円	
その他	円	
	円	
合 計	円	

2 支出

項 目	予算（決算）額	備 考
印刷製本費及び通信運搬費	円	
開催経費	円	
その他町長が必要と認める 経費	円	
	円	
合 計	円	

飯 豊 町 長 殿

申請者（同窓会代表者）

住所

氏名

誓約書

私は、令和8年度飯豊町同窓会開催支援事業補助金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 同窓会の出席者に対して、町の施策に関する情報発信に協力するよう呼びかけます。
- 2 本事業は、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とするものではありません。

年 月 日

飯 豊 町 長 殿

申請者（同窓会代表者）

住所

氏名

連絡先

飯豊町同窓会開催支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった飯豊町同窓会開催支援事業について、下記のとおり事業計画を変更（廃止・中止）したいので、飯豊町同窓会開催支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、承認されたく申請します。

記

- 1 同窓会の名称
- 2 変更計画の内容
- 3 変更（廃止・中止）の理由

（備考）

経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第2号）に準じて作成し、上段に変更後の金額を朱書きし、下段に変更前の金額を記載してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

殿

飯豊町長

飯豊町同窓会開催支援事業補助金変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付け第 号で変更等承認申請のあった飯豊町同窓会開催支援事業について、これを適当と認めたので、飯豊町同窓会開催支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

様式第6号（第11関係）

出席者名簿

	氏名	年齢	性別	現在の居住地	在学中の居住地 (大字)
例	飯豊 めざみ	25	女・男・他	品川区	椿
1			女・男・他		
2			女・男・他		
3			女・男・他		
4			女・男・他		
5			女・男・他		
6			女・男・他		
7			女・男・他		
8			女・男・他		
9			女・男・他		
10			女・男・他		
11			女・男・他		
12			女・男・他		
13			女・男・他		
14			女・男・他		
15			女・男・他		
16			女・男・他		
17			女・男・他		
18			女・男・他		
19			女・男・他		
20			女・男・他		

注) 記入欄が足りない場合は、別紙に記入すること。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

飯 豊 町 長 殿

申請者（同窓会代表者）

住所

氏名

連絡先

飯豊町同窓会開催支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった飯豊町同窓会開催支援事業について、飯豊町同窓会開催支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

交付決定額	今回請求額	差引残額
円	円	円